平成２１年（フ）第１８６号
香川県高松市国分寺町柏原41番地　県住26―101、申立時の住所香川県高松市松並町1040番地５
債務者　天雲　和則
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２２０号
香川県高松市香西本町687番地１
債務者　東　龍之介
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２１９号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷1395番地１　メゾン松島202号
債務者　永石　浩一
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
長崎県長崎市小曽根町１番39号
債務者　平岡　秀和
１　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
長崎県長崎市中園町21番８号　コーポ一色203号室
債務者　山﨑　君佳
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
長崎県長崎市立山３丁目９番41号
債務者　徳永ゆり子
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
長崎県長崎市寄合町３―40　ハイツ寄合601号、住民票上の住所長崎県長崎市栄町３番10号
債務者　石川さゆり
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４３号
長崎県長崎市土井首町282番地　県営住宅毛井首団地Ｄ棟107
債務者　川﨑　静子
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1141番地
債務者　岡部　美紀
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６７号
長崎県西彼杵郡時津町左底郷353番地７
債務者　蜂谷　公一
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
長崎県長崎市小江原町４丁目４番14県営住宅小江原団地Ｎ棟第104号、住民票上の住所長崎県長崎市城山台１丁目42番１―209号
債務者　本多ミヨ子
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
沖縄県宜野湾市野嵩４丁目15番11号
債務者　久保田友樹
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１９１号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原3785番地　町営江口団地Ｄ―402
債務者　松田　愛子
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１９７号
沖縄県浦添市牧港２丁目22番３号
債務者　新垣　節子
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５７７号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目２番３―502号
債務者　小野田みや子
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６０１号
千葉市稲毛区轟町２丁目８番２棟906号
債務者　瀬川　晶美
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６０５号
千葉市稲毛区山王町11番地22
債務者　嘉壽　勝則
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係